

# 釧路市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

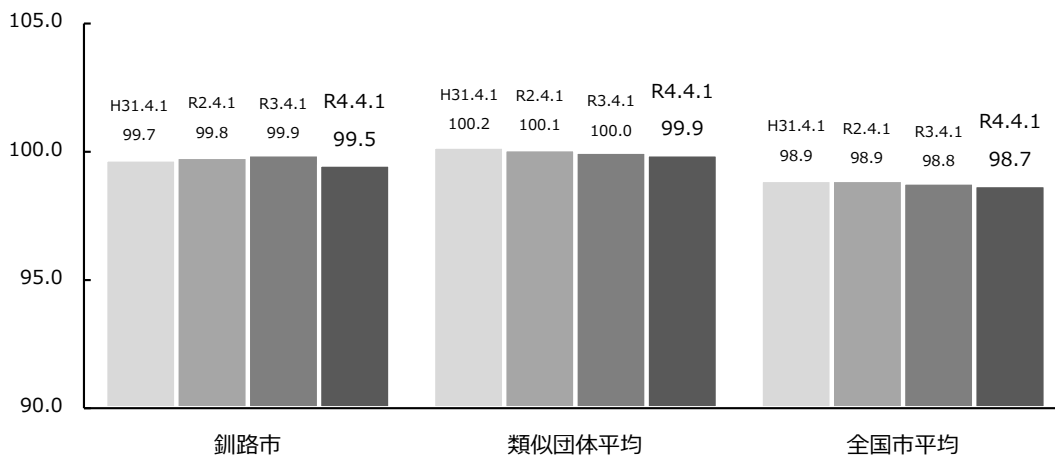
区分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	人 163,110	千円 102,901,683	千円 4,267,843	千円 13,218,636	% 12.8	% 11.5

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 1人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 1,426	千円 4,706,609	千円 913,950	千円 1,889,202	千円 7,509,761	千円 5,266	千円 6,533

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員は含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

#### ①給料表の見直し

[  実施 ] 未実施 ]

#### 実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

#### ②その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日）。

### (5) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（4年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
釧路市	41.6 歳	306,815 円	363,426 円	344,199 円
北海道	42.8 歳	318,100 円	389,642 円	360,451 円
国	42.7 歳	323,711 円	— 円	405,049 円
類似団体	41.8 歳	316,752 円	420,454 円	377,381 円

#### ②技能労務職

職員数が1人であるため省略する。

#### ③高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
釧路市	40.8 歳	357,039 円	404,815 円
北海道	46.2 歳	380,100 円	431,469 円
類似団体	41.5 歳	363,888 円	446,974 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（4年4月1日現在）

区分		釧路市	北海道	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	150,600 円	150,600 円	— 円
高等学校教育職	大学卒	204,000 円	204,000 円	— 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（4年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,307 円	358,959 円	382,492 円	403,200 円
	高校卒	220,543 円	307,609 円	355,308 円	387,425 円
高等学校教育職	大学卒	341,744 円	404,664 円	419,432 円	444,609 円

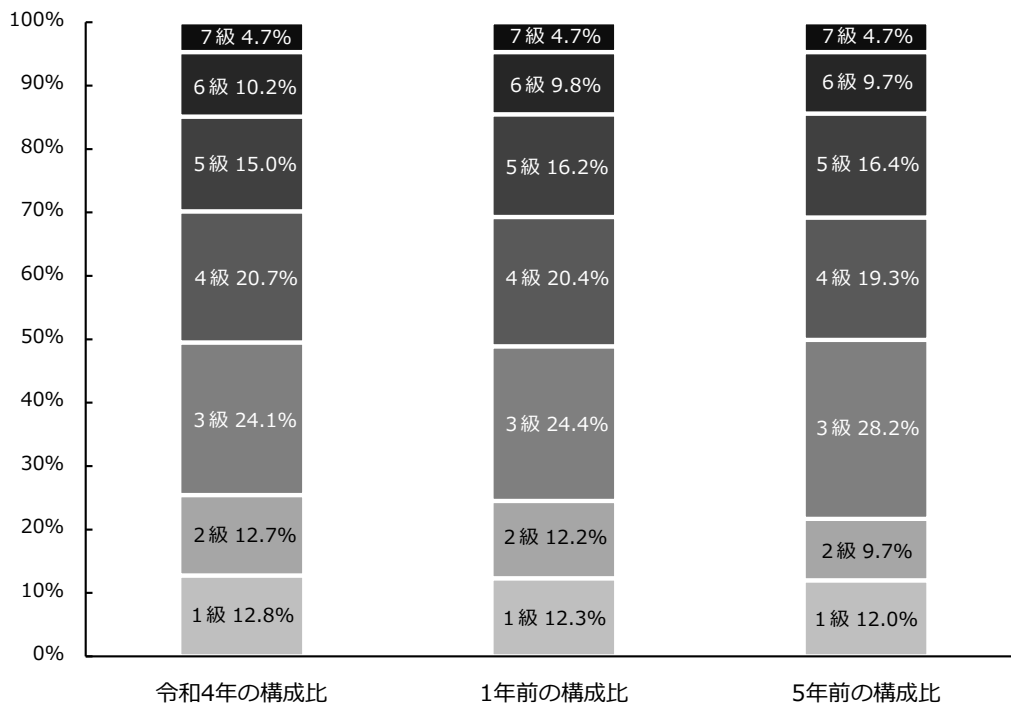
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（4年4月1日現在）

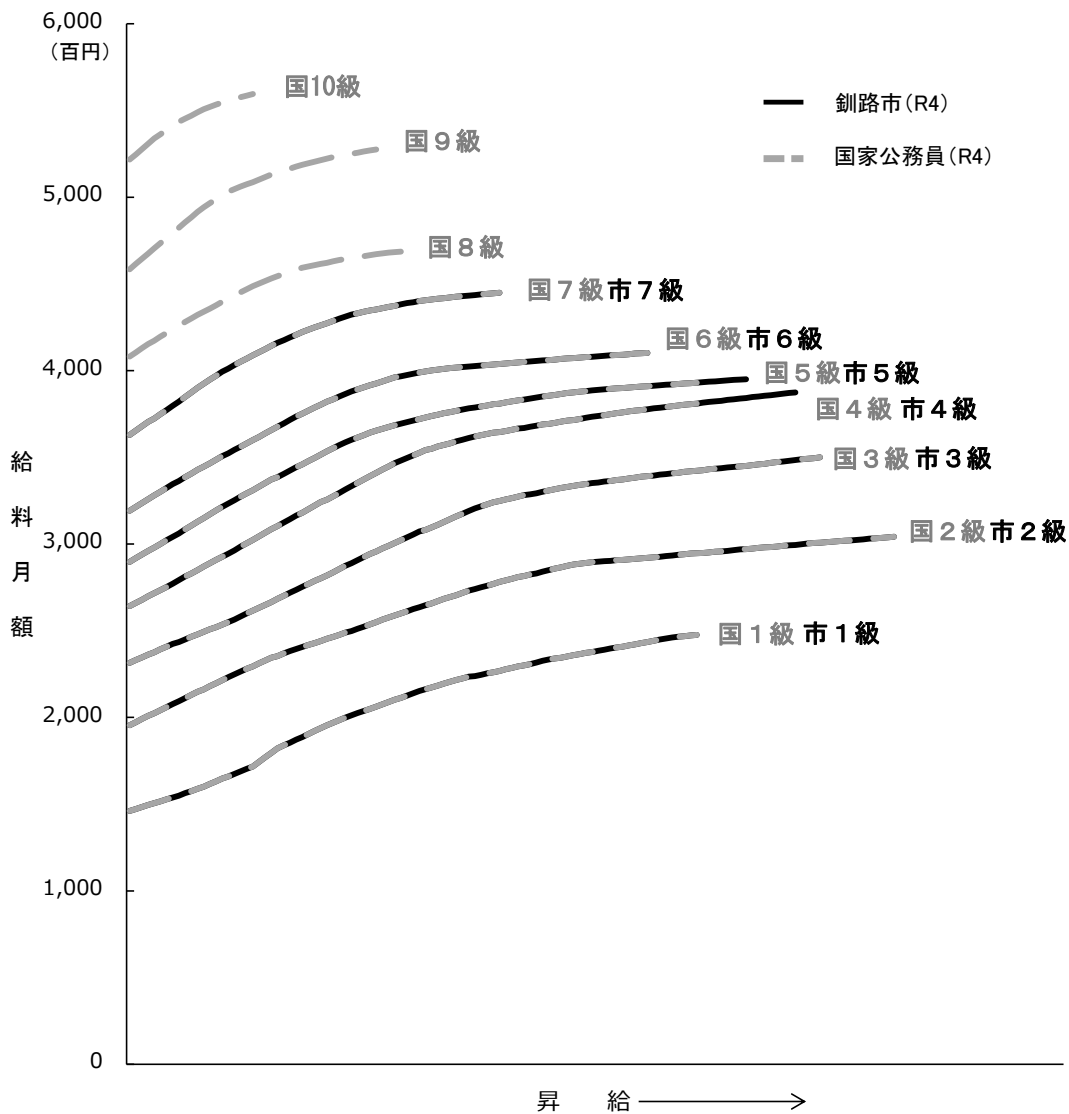
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号俸の 給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	118 人	12.8 %	146,100 円	247,600 円
2級	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務	117 人	12.7 %	195,500 円	304,200 円
3級	(1) 主査の職務 (2) 主任の職務	222 人	24.1 %	231,500 円	350,000 円
4級	(1) 係長の職務 (2) 高度の知識又は経験が必要とする業務を行う主査の職務	191 人	20.7 %	264,200 円	387,400 円
5級	課長補佐の職務	138 人	15.0 %	289,700 円	395,000 円
6級	課長の職務	94 人	10.2 %	319,200 円	410,200 円
7級	(1) 部長の職務 (2) 部次長の職務	43 人	4.7 %	362,900 円	444,900 円

(注) 1 釧路市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（釧路市）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○			
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○			
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）		/		/	
ロ. 人事評価を活用していない		○			
活用予定時期		未定			

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

釧路市		北海道		国	
1人当たり平均支給額（3年度） 1,324 千円		1人当たり平均支給額（3年度） 1,593 千円		—	
(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.45 ) 月分 ( 0.90 ) 月分		(3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.35 ) 月分 ( 0.90 ) 月分		(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.45 ) 月分 ( 0.90 ) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

※令和3年度人事院勧告における0.15月の引き下げ分（4.45月→4.3月）を令和4年6月期で調整。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（釧路市）

令和3年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○			
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○		
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）		/		/	
ロ. 人事評価を活用していない		○			
活用予定時期		未定			

(2) 退職手当（4年4月1日現在）

釧路市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額	3,227 千円	20,688 千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		60,412	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		145,583	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）		29.1	%
手当の種類（手当数）		15	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	従事した職員	感染症に係る消毒作業等	1回あたり 800円
		新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる病院等において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業	日額 3,000円 ※身体に接触して又は長時間にわたり接して行う作業の場合 4,000円
		上記作業以外のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業	日額 1,000円 ※長時間作業の場合 1,500円
野犬等掃討作業手当	従事した職員	野犬等掃討作業	日額 440円
墓地改葬業務手当	従事した職員	墓地の改葬業務	日額 1,000円
じん芥処理作業手当	従事した職員	じん芥処理作業又はじん芥処理場の維持管理業務	日額 440円
行旅死亡人等取扱手当	従事した職員	行旅死亡人の収容護送作業	1体あたり 3,000円
	従事した職員	行旅病人の収容護送作業	1回あたり 500円
	従事した職員	生活保護法による生活保護を受けている者であって単身で死亡した者の収容護送作業	1体あたり 3,000円
	従事した職員	前3号に掲げるもののほか、単身で死亡した者（親族が存在しない等の理由があるものに限る。）の収容護送作業	1体あたり 3,000円
福祉部、こども保健部嘱託医業務手当	市立病院（市立診療所を含む。）の医師	福祉部又はこども保健部の嘱託医の乳幼児健康診査業務	1回あたり 42,000円以下
		福祉部又はこども保健部の嘱託医の上記以外の業務	月額 30,000円以下
道路上作業手当	道路維持事業所に勤務する職員	道路の維持修繕作業	日額 420円
	従事した職員	午後5時から翌日の午前6時までの間又は風雪注意報若しくは大雪注意報以上の発表下において行う除雪（融雪を含む。）作業	日額 300円
	従事した職員	交通が遮断されていない道路上における測量業務	日額 150円
動物園等飼育業務手当	動物園管理飼育展示担当及びツル担当に勤務する4級以下の職員	飼育業務	日額 360円
重機等運転業務手当	従事した職員	ブルドーザー、グレーダー等の重機の運転業務又は大型ダンプ車による土砂、砂利、碎石等の運搬に係る運転業務	日額 420円
用地交渉手当	従事した職員	用地交渉業務（ただし、土地（土地に設定されている権利、土地上にある立木、建物、その他土地に定着する物件及び土地に属する土石砂れきを含む。）の収用又は使用のため当該権利者（官公庁である場合を除く。）と面接して行う交渉業務のうち、当該権利者に対する最初の説明以後5回目以降の交渉業務に限る。）	日額 210円
高所等作業手当	従事した職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は地下4メートル以上の箇所における作業又は工事の現場監督業務	日額 180円
災害等従事手当	該当した職員	火災・水害・雪害等の災害、防疫又は市有施設の事故（市有施設に設置された機器類の事故により、当該施設における業務の継続が不能となるおそれがある場合を含む。）のため正規の勤務時間外に緊急呼び上げによる出勤	1回あたり 600円
	従事した職員	災害対策本部設置下において、災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所における現場応急作業	日額 600円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市外都市等勤務手当	東京事務所又は公務のため派遣されて釧路市以外の都市等に勤務する職員		月額 72,000円以下
	阿寒湖温泉地区に勤務し、かつ、居住する職員		月額 21,800円
消防活動従事手当	従事した消防職員	災害現場においての消防活動（消防自動車（大型車両に限る。）の運転業務又は特殊車両（梯子付消防ポンプ自動車・屈折塔付消防ポンプ自動車）の塔上作業）	1件あたり 420円
	従事した消防職員	同（上記以外）	1件あたり 320円
	従事した消防職員	水難事故現場における潜水器具を用いての潜水救助作業	1件あたり 3,000円
	従事した消防署の救急隊員	患者の搬送（救急救命法に定める救急救命処置を救急救命士が行ったとき。） 同（救急車の運転業務） 同（上記以外）	1回あたり 420円
			1回あたり 320円
			1回あたり 270円
	通信司令課に勤務する消防職員	深夜勤務	1勤務あたり 650円
従事した消防職員	緊急消防援助隊の活動	1日あたり 960円	
医療関係業務手当	薬剤師		月額 20,000円
	診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床工学技士、言語聴覚士、視能訓練士及び臨床心理士		月額 9,000円
	看護師、准看護師、助産師及び保健		月額 8,500円

#### (4) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	141,131 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	137 千円
支給実績（2年度決算）	126,854 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	120 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

#### (5) その他の手当（4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	・配偶者及び父母等：6,500円 ・子：10,000円	同じ	—	138,905 千円	191,808 円
住居手当	・持家：無 ・借家：28,000円以内	異なる	国の制度 ・持家：無 ・借家：支給要件	113,459 千円	193,896 円
通勤手当	・通勤距離が片道2 km以上の場合に支給 (例：片道4 kmで車通勤の場合、月額4,700円)	異なる	国の制度 (例：片道4 kmで車通勤の場合、月額2,000円)	101,357 千円	102,828 円
管理職手当	・課長補佐職以上の管理職員を対象に支給 (例：部長職は7級21号俸の20%に独自削減の10%)	異なる	国の制度 ・俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分別に定額支給	225,489 千円	590,460 円
単身赴任手当	・異動にともなう単身生活者へ支給 (例：東京勤務82,000円)	同じ	—	6,168 千円	411,200 円
寒冷地手当	・世帯等の区分に応じて支給 (例：扶養親族あり23,360円×5か月)	同じ	—	109,202 千円	86,305 円

## 5 特別職の報酬等の状況（4年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	1,035,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
		( ) 円	1,130,000 円 /	834,700 円
	副市長	835,000 円		
		( ) 円	930,000 円 /	716,400 円
報酬	議長	600,000 円	724,000 円 / 463,000 円	
	副議長	540,000 円	660,000 円 / 420,000 円	
	議員	490,000 円	606,000 円 / 400,000 円	
期末手当	市長	(3年度支給割合)		
	副市長	3.35	月分	
退職手当	議長	(3年度支給割合)		
	副議長	3.35	月分	
	議員			
備考	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額 × 勤続年数 × 4.677月分	19,362,780円	任期満了時
		給料月額 × 勤続年数 × 3.74月分	12,491,600円	任期満了時

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

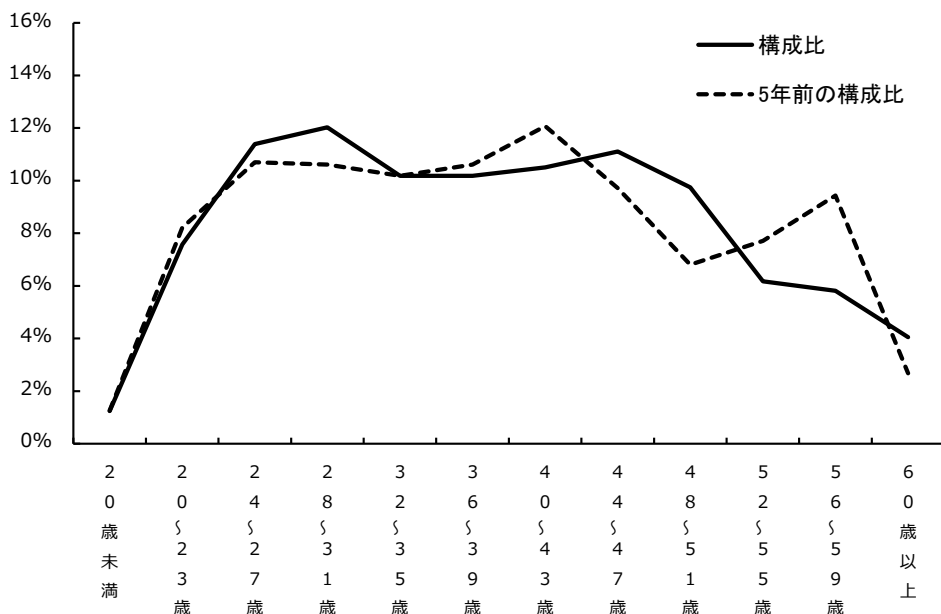
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和3年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	9	9	0	体制の見直し 体制の見直し その他 その他 体制の見直し その他 体制の見直し
		総務	218	213	5	
		税務	87	89	△2	
		労働	4	4	0	
		農林水産	34	35	△1	
		商工	46	48	△2	
		土木	151	157	△6	
		民生	248	254	△6	
		衛生	104	103	1	
	計	901	912	△11	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.24 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 44.60 人)	
	教育部門	196	194	2	その他	
	消防部門	321	320	1	その他	
	小計	1,418	1,426	△8	<参考> 人口1万人当たり職員数 86.94 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 60.60 人)	
会計部門等	公営企業等	病院	881	877	4	体制の見直し
		上下水道	128	126	2	体制の見直し
		その他	67	67	0	
	小計	1,076	1,070	6		
合計		2,494	2,496	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 152.90 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 上表の数値は、職員の実人数である。下記(3)の数値は、職員定数であるため、数値が一致しない場合がある。

(2) 年齢別職員構成の状況（4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	31人	189人	284人	300人	254人	254人	262人	277人	243人	154人	145人	101人	2,494人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	30年	31年	2年	3年	4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	921	907	921	912	901	△20 (97.8%)
教育	230	208	203	194	196	△34 (85.2%)
消防	317	316	321	320	321	4 (101.3%)
普通会計	1,468	1,431	1,445	1,426	1,418	△50 (96.6%)
公営企業会計	1,071	1,066	1,070	1,070	1,076	5 (100.5%)
総合計	2,539	2,497	2,515	2,496	2,494	△45 (98.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占める職員給与費比率
3年度	千円 4,156,783	千円 733,542	千円 298,467	% 7.18%	% 7.95%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費132,838千円を含まない

区分	職員数	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
3年度	人 77	千円 269,905	千円 51,137	千円 99,806	千円 420,848	千円 5,466

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項



② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
釧路市	41.0 歳	308,317 円	456,738 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		普通会計	
1人当たり平均支給額（3年度）		1人当たり平均支給額（3年度）	
1,359 千円		1,324 千円	
（2年度支給割合）		（2年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分
（ 1.45 ）月分	（ 0.90 ）月分	（ 1.45 ）月分	（ 0.90 ）月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

※令和3年度人事院勧告における0.15月の引き下げ分（4.45月→4.3月）を令和4年6月期で調整。

イ 退職手当（4年4月1日現在）

水道事業			普通会計		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額	202 千円	23,010 千円	1人当たり平均支給額	3,227 千円	20,688 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）	172 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	5,743 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）	40.5 %		
手当の種類（手当数）	6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水処理手当	浄水場勤務の4級以下の職員	有害薬品を取り扱う業務に従事	日額 100円
		槽内清掃作業に従事	日額 440円
災害等従事手当	該当した職員	火災、水害、雪害等の災害、防疫又は市有施設の事故のため正規の勤務時間外に緊急呼び上げにより出勤	1回あたり 600円
	従事した職員	災害対策本部設置下において、災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所において現場応急作業に従事	日額 600円
漏水等作業手当	従事した職員	水道施設の事故等のために、正規の勤務時間外に呼び上げにより出勤	1回あたり 1,200円
測量手当	従事した職員	交通が遮断されていない道路上において測量業務に従事	1回あたり 150円
用地交渉手当	従事した職員	用地交渉業務に従事 ただし、土地の収用又は使用のため当該権利者と面談して行う交渉のうち、当該権利者に対する最初の説明以後5回目以降の交渉業務に限る	日額 210円
高等作業手当	従事した職員	地上若しくは水面上10 m以上の足場の不安定な箇所又は地下4 m以上の箇所において、作業又は工事の現場監督業務に従事	日額 180円

エ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	11,323 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	226 千円
支給実績（2年度決算）	12,450 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	259 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	・配偶者及び父母等：6,500円 ・子：10,000円	同じ	—	7,536 千円	209,333 円
住居手当	・持家：無（経過措置6,000円） ・借家：28,000円以内	同じ	—	7,409 千円	264,604 円
通勤手当	・通勤距離が片道2 km以上の場合に支給 (例：片道4 kmで車通勤の場合、月額4,700円)	同じ	—	5,596 千円	86,091 円
管理職手当	・課長補佐職以上の管理職員を対象に支給 (例：部長職は7級21号俸の20%に独自削減の10%)	同じ	—	13,200 千円	628,571 円
単身赴任手当	・異動にともなう単身生活者へ支給 (例：東京勤務82,000円)	同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	・世帯等の区分に応じて支給 (例：扶養親族あり23,360円×5か月)	同じ	—	5,901 千円	88,070 円

(2) 工業用水道事業

職員数が1人であるため省略する。

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
3年度	5,994,465	1,131,020	157,515	2.63%	2.81%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費114,635千円を含まない

区分	職員数	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	51	177,126	29,915	63,219	270,260	5,299

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
釧路市	44.5 歳	296,911 円	423,586 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		普通会計	
1人当たり平均支給額（3年度） 1,171 千円		1人当たり平均支給額（3年度） 1,324 千円	
(31年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 ( 1.45 ) 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 0.90 ) 月分		(31年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 ( 1.45 ) 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 0.90 ) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

※令和3年度人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整。

#### イ 退職手当（4年4月1日現在）

下水道事業			普通会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額	— 千円	20,350 千円	1人当たり平均支給額	3,227 千円	20,688 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### ウ 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）	983 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	31,712 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）	58.5 %		
手当の種類（手当数）	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害等従事手当	該当した職員	火災、水害、雪害等の災害、防疫又は市有施設の事故のため正規の勤務時間外に緊急呼び上げにより出動	1回あたり 600円
	従事した職員	災害対策本部設置下において、災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所において現場応急作業に従事	日額 600円
測量手当	従事した職員	交通が遮断されていない道路上において測量業務に従事	1回あたり 150円
用地交渉手当	従事した職員	用地交渉業務に従事 ただし、土地の収用又は使用のため当該権利者と面談して行う交渉のうち、当該権利者に対する最初の説明以後5回目以降の交渉業務に限る	日額 210円
高所等作業手当	従事した職員	地上若しくは水面上10m以上の足場の不安定な箇所又は地下4m以上の箇所において、作業又は工事の現場監督業務に従事	日額 180円
下水道業務手当	下水道終末処理場に勤務する4級以下の職員（下水道施設課の職員に限る）	下水道処理事業に従事	日額 120円
		技能・業務職員が下水道清掃作業又は下水道管内検査業務に従事	日額 440円
	下水道管理課管理担当に勤務する職員	上記以外の職員が非常時の対応として下水道の清掃作業又は下水道管内検査業務など別に定める作業に従事	日額 440円
		水洗便所設置検査業務に従事	日額 200円

エ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	7,815 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	195 千円
支給実績（2年度決算）	7,560 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	210 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	・配偶者及び父母等：6,500円 ・子：10,000円	同じ	—	4,015 千円	223,056 円
住居手当	・持家：無（経過措置6,000円） ・借家：28,000円以内	同じ	—	4,569 千円	304,600 円
通勤手当	・通勤距離が片道2 km以上の場合に支給 (例：片道4 kmで車通勤の場合、月額4,700円)	同じ	—	3,919 千円	87,099 円
管理職手当	・課長補佐職以上の管理職員を対象に支給 (例：部長職は7級21号俸の20%に独自削減の10%)	同じ	—	5,145 千円	571,689 円
単身赴任手当	・異動にともなう単身生活者へ支給 (例：東京勤務82,000円)	同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	・世帯等の区分に応じて支給 (例：扶養親族あり23,360円×5か月)	同じ	—	3,469 千円	84,602 円